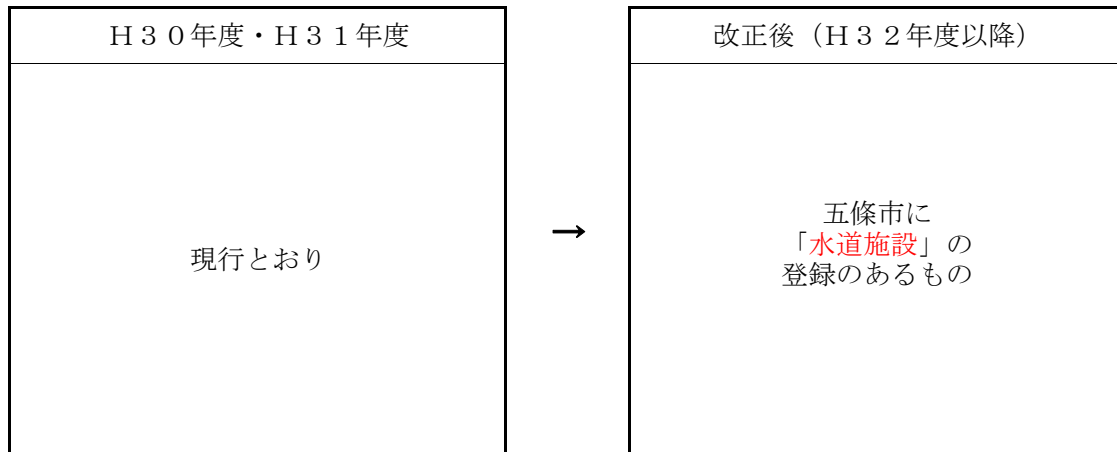


水道局からのお知らせ

「水道配管工事」の工事発注基準の改正について

平成32年度より水道局の発注「水道配管工事」の工事発注基準を改正します。
平成30年度・平成31年度は移行期間とし現行とおりとしますが、平成32年4月1日以降において、水道局が発注する配水管移設工事や配水管布設工事などの「水道配管工事」については五條市に「水道施設」の業者登録が必要です。



給水管取り出しの伴う工事については、五條市水道局に「指定給水装置工事事業者」の登録が必要です。

特殊工法等による工事、または、緊急性のある工事については、この限りではありません。

水道施設工事業で発注できない場合については、この限りではありません。